

所得税の負担が

軽減されました

基礎的な人的控除の引き上げ

基礎控除、配偶者控除及び扶養控除の基礎的な人的控除額が引き上げられるとともに、16歳から22歳までの扶養親族（特定扶養親族）について扶養控除の割増制度が新設されたほか、配偶者特別控除の控除額も大幅に引き上げられました。

控除の種類			昭和63年分	平成元年年分
基礎控除			33(28)万円	35(30)万円
配偶者控除	同居特別障害者である控除対象配偶者	一般の控除対象配偶者	47(36)	65(51)
		老人控除対象配偶者		75(56)
	上記以外の控除対象配偶者	一般の控除対象配偶者	33(28)	35(30)
		老人控除対象配偶者	39(29)	45(35)
扶養控除	同居特別障害者である扶養親族	一般の扶養親族	47(36)	65(51)
		特定扶養親族		75(56)
		同居老親等以外の老人扶養親族		75(56)
		同居老親等の老人扶養親族		85(63)
	上記以外の扶養親族	一般の扶養親族	33(28)	35(30)
		特定扶養親族		45(35)
		老人扶養親族	39(29)	45(35)
		同居老親等		55(42)
配偶者特別控除			最高16.5 (最高14)	最高35 (最高30)

※（ ）内は住民税

課税年度は平成元年度（昭和63年分）、平成2年度（平成元年年分）です。

所得税率

昭和62年分以前		昭和63年分		平成元年年分	
課税所得金額	税率(%)	課税所得金額	税率(%)	課税所得金額	税率(%)
150万円以下	10.5				
200 "	12				
300 "	16	300万円以下	10	300万円以下	10
500 "	20				
600 "	25	600 "	20	600 "	20
800 "	30				
1,000 "	35	1,000 "	30	1,000 "	30
1,200 "	40				
1,500 "	45	2,000 "	40	2,000 "	40
3,000 "	50			2,000万円超	50
5,000 "	55	5,000 "	50		
5,000万円超	60	5,000万円超	60		

50%の5段階に簡素化されました。

税率の累進構造の緩和



その他昨年と比べて変わった点

- ▽控除対象配偶者や扶養親族等に当たるかどうかの所得要件の引き上げ
- ▽障害者控除など各種の特別な人的控除額の引き上げ
- ▽白色事業専従者控除額の引き上げ
- ▽配偶者60万円↓80万円
その他45万円↓47万円
- ▽退職所得控除額の引き上げ
勤続年数20年まで
一年につき25万円↓40万円
勤続年数20年超
一年につき50万円↓70万円
- ▽内職所得者についての必要経費の最低保障
- ▽資産所得の合算課税制度の廃止
……など

株式等の譲渡益の原則課税

平成元年4月1日以後に、個人が行う株式等の譲渡による所得は原則課税とされました。その課税方法は、申告分離課税を原則とし、証券会社などを通じた取引の場合には、源泉分離課税が認められます。

株式の公開（上場、店頭登録）前に取得した株式等を公開後一年以内に譲渡した場合の譲渡益については、源泉分離課税の選択は認められません。

課税方式	内容
申告分離課税	確定申告を通じて、譲渡益に26%（所得税20%、個人住民税6%）の税率で分離課税する。
源泉分離課税	選択により、譲渡益（原則として売却代金の5%とみなす）について20%の税率による源泉徴収で分離課税する。